

改正

令和2年3月31日告示第79号
令和3年6月1日告示第123号
令和4年3月29日告示第51号
令和5年3月29日告示第54号

伊豆市移住・就業支援金交付要綱

(趣旨)

第1条 市長は、本市への移住・定住の促進及び中小企業等における人手不足の解消に資するため、埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県（以下「東京圏」という。）から市内に移住して就業、起業等した者に対し、予算の範囲内において、移住・就業支援金（以下「支援金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、移住・就業支援事業及びマッチング支援事業実施要領（平成31年3月26日付けく管政第94号くらし・環境部長通知）、伊豆市補助金等交付規則（平成16年伊豆市規則第42号）に定めるもののほか、この告示の定めるところによる。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号の定めるところによる。

- (1) 移住 本市へ住民票を異動し、生活の本拠を本市へ移すことをいう。
- (2) 中小企業等 支援金の対象として静岡県又は他の都道府県が選定した法人であって、静岡県又は他の都道府県が開設する東京圏の求職者を対象とするインターネットサイト（以下「マッチングサイト」という。）に求人情報を掲載した法人をいう。
- (3) 条件不利地域 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）、山村振興法（昭和40年法律第64号）、離島振興法（昭和28年法律第72号）、半島振興法（昭和60年法律第63号）又は小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）の指定区域を含む市町村（政令指定都市を除く。）をいう。
- (4) 起業支援金 移住・就業支援事業及びマッチング支援事業実施要領に基づき静岡県が補助する事業者が起業者に対して支出する補助金をいう。

(支援対象者)

第3条 この告示による支援金の交付の対象となる者は、申請日において次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 移住した者であって、次に掲げる事項のいずれにも該当するものとする。ただし、東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住しつつ、東京特別区内の大学等へ通学し、東京特別区内の企業等へ就職した者については、通学期間を各号の期間に加算することができる。
 - ア 移住する直前の10年間のうち、通算5年以上、東京特別区内に在住又は東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住し、東京特別区内への通勤（雇用者としての通勤の場合にあっては、雇用保険の被保険者としての通勤に限る。以下同じ。）をしていたこと。
 - イ 移住する直前に、連続して1年以上、東京特別区内に在住又は東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住し、東京特別区内への通勤をしていたこと。ただし、東京特別区内への通勤の期間については、住民票を移す3箇月前までを当該1年の起算点とすることができる。
- (2) 移住した者であって、次に掲げる事項のいずれにも該当するものとする。
 - ア 平成31年4月1日以降に本市に移住した者
 - イ 支援金の申請時において、移住後3箇月以上1年以内の期間である者
 - ウ 本市に、支援金の申請の日から5年以上、継続して居住する意思を有している者
 - エ 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないもの

- オ 日本国籍を有する者（以下「日本人」という。）又は日本国籍を有しない者であって、出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号。以下「法」という。）第22条に規定する永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、法第7条第1項第2号に規定する定住者若しくは日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）第4条に規定する特別永住者のいずれかの在留資格を有する者
- (3) 移住する直前に在住していた市区町村において、直近1箇年市区町村税を滞納していない者
- (4) 前各号に定めるもののほか、市長が適当でないと思えた者でないもの
- 2 前項に規定する交付の対象となる者であって、就業する場合は、次の各号に掲げる事項のいずれかに該当するものとする。
- (1) 一般就業の要件 次に掲げる事項のいずれにも該当すること。
- ア 勤務地が東京圏以外の地域又は東京圏内の条件不利地域に所在すること。
- イ 就業先が、都道府県が支援金の対象としてマッチングサイトに掲載している中小企業等であって、求人情報を掲載した中小企業等であること。
- ウ 就業者にとって3親等以内の親族が代表者又は取締役等の経営を担う職務を務めている中小企業等への就業でないこと。
- エ 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて中小企業等に就業し、かつ、申請時において当該中小企業等に連続して3箇月以上在職していること。
- オ 上記イの中小企業等への求人の応募の日が、当該中小企業等がマッチングサイトに支援金の対象として掲載した日以降であること。
- カ 中小企業等に、支援金の申請の日から5年以上、継続して勤務する意思を有していること。
- キ 転勤、出向、出張及び研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。
- (2) 専門人材の要件 内閣府地方創生推進室が実施するプロフェッショナル人材事業又は先導的人材マッチング事業を利用して就業した者は、次に掲げる事項のいずれにも該当すること。
- ア 勤務地が東京圏以外の地域又は東京圏内の条件不利地域に所在すること。
- イ 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業し、かつ、支援金の申請時において当該法人に連続して3か月以上在職していること。
- ウ 当該就業先において、支援金の申請日から5年以上、継続して勤務する意思を有していること。
- エ 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。
- オ 目的達成後の解散を前提とした個別プロジェクトへの参加等、離職することが前提でないこと。
- (3) テレワークに関する要件 次に掲げる事項のいずれにも該当すること。
- ア 所属先企業等からの命令ではなく、自己の意思により移住した場合であって、移住先を生活の本拠とし、移住元での業務を引き続き行うこと。
- イ デジタル田園都市国家構想交付金（デジタル実装タイプ（地方創生テレワーク型））又はその前歴事業を活用した取組の中で、所属先企業等から当該移住者に資金提供されていないこと。
- (4) 本事業における関係人口に関する要件 転入時に満40歳以下であって、次のいずれかの要件を満たす者
- ア 移住前に伊豆市のお試し住宅を利用した者
- イ 移住前3年間で1回以上、伊豆市にふるさと納税をしている者
- 3 第1項に規定する交付の対象となる者であって、新たに起業する場合は、起業支援金の交付決定を受けており、かつ、支援金の申請時において当該交付決定の日から1年以内のものであること。

4 前各項に規定する支援金の対象となる者であって、支援金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）を含む2人以上の世帯員が申請をする場合は、次の各号に掲げる事項のいずれにも該当するものとする。

- (1) 申請者を含む2人以上の世帯員が移住元において、同一世帯に属していたこと。
- (2) 申請者を含む2人以上の世帯員が申請時において、同一世帯に属していること。
- (3) 申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも、平成31年4月1日以降に移住したこと。
- (4) 申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも、申請時において移住後3箇月以上1年以内の期間であること。
- (5) 申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも、暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。

(支援金の額)

第4条 支援金の額は、別表第1のとおりとする。

(交付の申請)

第5条 申請者は、申請をしようとする年度の1月31日までに、移住・就業支援金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 写真付き身分証明書の写しその他の提示により本人確認できる書類の写し
- (2) 移住先の住民票（第3条第4項の支援金を申請する場合は、世帯員全員分）
- (3) 移住元の住民票の除票その他の移住元での居住地及び在住期間を確認できる書類（第3条第4項の支援金を申請する場合は、世帯員全員分）
- (4) 移住元の市区町村において、滞納のないことを証する完納証明書等。ただし、移住元の市区町村において課税されていない場合は、賦課期日現在に居住していた市区町村の完納証明書等
- (5) 別表第2に掲げる証明書类等
- (6) 口座振込依頼書（様式第3号）
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(交付の条件)

第6条 交付の決定をする場合は、次に掲げる事項を条件とする。

- (1) 支援金の申請の日から5年以内に本市での居住又は支援金の申請の日から1年以内に就業した中小企業等に在職することが困難となった場合においては、速やかに市長に報告し、指示に従わなければならないこと。
- (2) 静岡県又は本市から支援金に関する報告及び立入調査について対応を求められた場合には、当該報告等に応じなければならないこと。

(交付の決定等)

第7条 市長は、支援金の交付を決定したときは、移住・就業支援金交付決定通知書（様式第4号）により通知した上、申請の日から3箇月以内に支援金を交付するものとする。

(交付決定通知書の再交付)

第8条 申請者が支援金の交付決定を受けた後、紛失等の理由により交付決定通知書の再交付を必要とするときは、移住・就業支援金交付決定通知書再交付願（様式第5号）を市長に提出しなければならない。

(交付決定通知書再交付の決定)

第9条 市長は、前条の再交付を認めるときは、移住・就業支援金交付決定通知書（再交付）（様式第6号）により交付するものとする。

(支援金の返還)

第10条 市長は、支援金の交付を受けた者が次の要件に該当する場合には、支援金の全額又は半額の返還を請求することとする。ただし、雇用企業の倒産、災害、病気等のやむを得ない事情があ

るものとして市長が認めた場合は、この限りでない。

(1) 次に掲げるいずれかに該当する場合は、支援金の全額を返還しなければならない。

ア 虚偽の申請等をした場合

イ 支援金の申請の日から3年未満に本市から転出した場合

ウ 支援金の申請の日から1年以内に第3条第2項第1号又は第2号に規定する要件を満たさなくなった場合

エ 起業支援金の交付決定を取り消された場合

(2) 支援金の申請の日から3年以上5年以内の期間に本市から転出した場合は、支援金の半額を返還しなければならない。

(その他)

第11条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公示の日から施行し、平成31年度分の支援金から適用する。

附 則 (令和2年3月31日告示第79号)

(施行期日)

1 この告示は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第3条第1項第1号アの規定は、令和2年1月1日以降に移住した者について適用し、同日前に移住した者については、なお従前の例による。

附 則 (令和3年6月1日告示第123号)

(施行期日)

1 この告示は、公示の日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の伊豆市移住・就業支援金交付要綱第3条第1項、同条第2項第2号から第4号までの規定は、令和3年3月1日以降に移住した者(第3条第2項第2号の場合にあっては、令和3年3月1日以降に移住し、かつ、就業した者)について適用し、令和3年2月28日以前に移住した者については、なお従前の例による。

附 則 (令和4年3月29日告示第51号)

(施行期日)

1 この告示は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の伊豆市移住・就業支援金交付要綱別表1の18歳未満の世帯員を帯同して移住する場合の項の規定は、この告示の施行の日以後に移住した者について適用し、同日前に移住した者については、なお従前の例による。

附 則 (令和5年 月 日告示第 号)

(施行期日)

1 この告示は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の別表第1の規定は、この告示の施行の日以後に移住した者について適用し、同日前に移住した者については、なお従前の例による。

別表第1（第4条関係）

区分	支援金の額
単身での移住の場合	60万円
2人以上の世帯での移住の場合	100万円
18歳未満の世帯員を帯同して移住する場合	18歳未満の者1人につき100万円

備考 18歳未満の世帯員とは、申請日が属する年度の4月1日時点において18歳未満である者をいう。

別表第2（第5条関係）

区分	証明書类等
移住・就業支援金（就業の場合）の交付を受けようとする者	就業証明書（移住・就業支援金の申請用）（様式第2号）
移住・就業支援金（テレワークに関する要件）の交付を受けようとする者	就業証明書（移住・就業支援金の申請用）（様式第2号の2）
移住・就業支援金（関係人口に関する要件）の交付を受けようとする者	伊豆市お試し住宅使用許可書の写し又は、ふるさと伊豆市寄附金の寄附金控除用証明書の写し
移住・就業支援金（起業の場合）の交付を受けようとする者	起業支援金の交付決定通知書の写し
東京特別区以外の東京圏から東京特別区の法人等へ通勤していた者	東京特別区で通勤していた法人等の就業証明書その他の移住元での在勤地、在勤期間、及び雇用保険の被保険者であったことを確認できる書類
東京特別区以外の東京圏から東京特別区に通勤していた法人経営者又は個人事業主	開業届出済証明書その他の移住元での在勤地、在勤期間を確認できる書類
東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住しつつ、東京特別区内の大学等へ通学し、東京特別区内の企業等へ就職した者（通学期間を本事業の移住元としての対象期間とする場合のみ）	在学期間や卒業校を確認できる書類及び移住元での在勤地、在勤期間、雇用保険の被保険者であったことを確認できる書類

年 月 日

伊豆市長 様

伊豆市移住・就業支援金交付要綱に基づき、支援金の交付を受けたいので、次のとおり関係書類を添えて申請します。

1 申請者欄

フリガナ		性別	生年月日
氏 名	印		年 月 日
住 所	〒	電 話 番 号	
メールアドレス			

2 支援金の内容（該当する欄に○を付けてください）

単身・世帯	単身	世帯	世帯の場合は同時に移住した家族の人数（1の申請者は含まない。）	人
			上記家族の人数のうち18歳未満の者の人数	人

支援金の種類	就業（一般）	就業（専門人材）	テレワーク	関係人口
	起業			

3 各種確認事項（該当する欄に○を付けてください。）

申請の日から5年以上継続して、伊豆市に居住し、かつ、就業・起業する意思について	A. 意思がある	B. 意思がない
（就業・起業の場合のみ記載）申請日から5年以上継続して、就業・起業する意思について	A. 意思がある	B. 意思がない
就業先の法人の代表者又は取締役等の経営を担う者との関係（就業の場合のみ記載）	A. 3親等以内の親族に該当しない	B. 3親等以内の親族に該当する
（テレワークに関する要件のみ記載）伊豆市への移住の意思について	A. 自己の意思である	B. 所属からの命令である

(関係人口に関する要件のみ記載) 要件について		A. 該当する		B. 該当しない
----------------------------	--	---------	--	----------

4 移住元の住所

期 間	住 所
	〒
	〒
	〒
	〒
	〒

(注)連続して5年以上の在住履歴を記載

5 東京特別区への在勤履歴 (東京特別区の在勤者に該当する場合のみ記載)

期 間	就業先	就業地

(注)連続して5年以上の在勤履歴を記載

6 (東京特別区の大学等への通学期間を移住元として対象期間とする場合のみ記載)

東京特別区への通学履歴

期 間	通学先	通学先の住所

7 (テレワークに関する要件のみ記載) 移住後の生活状況

勤務先部署	
勤務先の住所	〒
勤務先へ行く頻度	週・月・年 回程度 / 行くことはない / その他 ()

管理コード (伊豆市使用欄)	
----------------	--

様式第1号の2 (第5条関係)

移住・就業支援金の交付申請に関する誓約書兼同意書

移住・就業支援金の交付申請に当たり、次のとおり誓約し、及び同意します。

1 誓約事項

- (1) 支援金に関する報告及び立入調査について、静岡県及び伊豆市から求められた場合には、それに応じます。
- (2) 以下の場合には、伊豆市移住・就業支援金交付要綱に基づき、支援金の全額又は半額を返還します。
 - ア 支援金の申請に当たって、虚偽の内容を申請したことが判明した場合：全額
 - イ 支援金の申請日から3年未満に伊豆市以外の市区町村に転出した場合：全額
 - ウ 支援金の申請日から1年以内に第3条第2項第1号又第2号の要件を満たさなくなった場合：全額
 - エ 起業支援金の交付決定を取り消された場合：全額
 - オ 支援金の申請日から3年以上5年以内に伊豆市以外の市区町村に転出した場合：半額

2 同意事項

- (1) 上記1(2)の誓約事項が遵守されているか確認するために、伊豆市が住民基本台帳に記録されている事項を閲覧することに同意します。
- (2) 静岡県及び伊豆市が、当該個人情報について、他の都道府県において実施する移住・就業支援金に係る事業の円滑な実施、国への実施状況の報告等のため、国、他の都道府県、他の市区町村に提供し、又は確認することに同意します。

年 月 日

伊豆市長 様

住所
申請者
氏名 印

様式第2号（第5条関係）

就業証明書（移住・就業支援金の申請用）

年 月 日

伊豆市長 様

所在地

事業所名

代表者名

印

電話番号

担当者

下記のとおり相違ないことを証明します。

勤務者名	
勤務者住所	
勤務先所在地	
勤務先電話番号	
就業年月日	
応募受付年月日	
雇用形態	週20時間以上の無期雇用
勤務者と代表者又は取締役等の経営を担う者との関係 ※マッチングサイト掲載求人の場合	3親等以内の親族に該当しない
※プロフェッショナル人材事業又は先導的人材マッチング事業を利用している場合のみ	目的達成後に離職することが前提ではない ----- 利用した事業名 <input type="checkbox"/> プロフェッショナル人材事業 <input type="checkbox"/> 先導的人材マッチング事業

備考 移住・就業支援金に関する事務補助金の交付申請及び補助金交付後の定住・就業継続の確認に関する事務のため、勤務者の勤務状況などの情報を、静岡県及び伊豆市の求めに応じて、同県及び同市に提供することについて、勤務者の同意を得ています。

様式第2号の2 (第5条関係)

就業証明書 (移住・就業支援金の申請用)

年 月 日

伊豆市長 様

所在地

事業所名

代表者名

印

電話番号

担当者

下記のとおり相違ないことを証明します。

勤務者名	
勤務者住所 (移住前)	
勤務者住所 (移住後)	
勤務先部署の所在地	
勤務先電話番号	
移住の意思	所属先企業等からの命令(転勤、出向、出張、研修等含む)ではない
その他	勤務者に内閣府地方創生推進室が実施する地方創生テレワーク交付金による資金提供をしていない

備考 移住・就業支援金に関する事務補助金の交付申請及び補助金交付後の定住・就業継続の確認に関する事務のため、勤務者の勤務状況などの情報を、静岡県及び伊豆市の求めに応じて、同県及び同市に提供することについて、勤務者の同意を得ています。

口座振込依頼書

年 月 日

伊豆市長 様

住所

氏名

印

電話番号

下記のとおり移住・就業支援金の口座振込を依頼します。

振込先金融機関	銀行 金庫 農協	店 出張所 所
預金種別	普通預金	
預金口座番号		
フリガナ		
口座名義人		

第 号
年 月 日

様

伊豆市長

伊豆市移住・就業支援金交付要綱に基づき、以下のとおり支援金の交付を決定したので通知します。

1 交付決定額 円

2 交付の条件

- [1] 支援金の申請日から5年以内に本市での居住が困難となった場合、又は支援金の申請日から1年以内に就業した中小企業等に在職することが困難となった場合においては、速やかに市長に報告してその指示を受けなければならないこと。
- [2] 支援金に関する報告及び立入調査について、静岡県及び伊豆市から求められた場合には、それに応じなければならないこと（報告及び立入調査に応じない場合、虚偽の内容を申請したものと推定し、備考1に定める返還請求を行う場合があります。）。

（備考）

- 1 伊豆市移住・就業支援金交付要綱の規定に基づき、以下の場合には、支援金の全額又は半額の返還を請求します。
 - [1] 申請に当たって、虚偽の内容を申請したことが判明した場合 全額
 - [2] 申請日から3年未満に市外の市区町村に転出した場合 全額
 - [3] 申請日から1年以内に第3条第2項第1号又は第2号の要件を満たさなくなった場合 全額
 - [4] 起業支援金の交付決定を取り消された場合 全額
 - [5] 申請日から3年以上5年以内に市外の市区町村に転出した場合 半額
- 2 フラット35地域活性化型（地方移住支援）の金利引下げの適用について
 - [1] この通知書はフラット35地域活性化型（地方移住支援）の金利引下げの適用を受ける際の必要書類であり、紛失した場合は金利引下げの適用を受けられない場合があります。
 - [2] 支援金の返還を請求された場合はフラット35地域活性化型（地方移住支援）の金利引下げの適用を受けられない場合があります。
 - [3] 支援金を受領した方に対するフラット35地域活性化型（地方移住支援）の金利引下げ制度の適用を受けるためには、交付決定日から5年以内に取扱金融機関への申込が必要となります。

3 株式会社日本政策金融公庫の創業者向け融資制度における特別利率の適用について

- [1] この通知書は日本政策金融公庫による新規開業支援資金等の特別利率の適用を受ける際の必要書類であり、紛失した場合は特別利率の適用を受けられない場合があります。
- [2] 支援金の返還を請求された場合は日本政策金融公庫による新規開業支援資金等の特別利率の適用を受けられない場合があります。

管理コード	
-------	--

様式第5号（第8条関係）

移住・就業支援金交付決定通知書再交付願

年 月 日

伊豆市長 様

移住・就業支援金交付決定通知書を再交付願います。

フリガナ		性別	生年月日
氏 名	印		年 月 日
住 所	〒	電話 番号	
再交付理由			
通知書の 利用目的			

(注) 本再交付願に加え、返信用封筒（切手を貼付の上、上記記載の郵便番号、住所及び氏名を記入）を提出してください。

第 号
年 月 日

様

伊豆市長

伊豆市移住・就業支援金交付要綱に基づき、以下のとおり支援金の交付を決定したので通知します。

1 交付決定日 年 月 日

2 交付決定額 円

3 交付の条件

- [1] 支援金の申請日から5年以内に市町での居住が困難となった場合、又は支援金の申請日から1年以内に就業した中小企業等に在職することが困難となった場合においては、速やかに市町長に報告してその指示を受けなければならないこと。
- [2] 支援金に関する報告及び立入調査について、静岡県及び伊豆市から求められた場合には、それに応じなければならないこと（報告及び立入調査に応じない場合、虚偽の内容を申請したものと推定し、備考1に定める返還請求を行う場合があります。）。

（備考）

- 1 伊豆市移住・就業支援金交付要綱の規定に基づき、以下の場合には、支援金の全額又は半額の返還を請求します。
 - [1] 申請に当たって、虚偽の内容を申請したことが判明した場合 全額
 - [2] 申請日から3年未満に本市以外の市区町村に転出した場合 全額
 - [3] 申請日から1年以内に第3条第2項第1号又は第2号の要件を満たさなくなった場合 全額
 - [4] 起業支援金の交付決定を取り消された場合 全額
 - [5] 申請日から3年以上5年以内に本市以外の市区町村に転出した場合 半額
- 2 フラット35地域活性化型（地方移住支援）の金利引下げの適用について
 - [1] この通知書はフラット35地域活性化型（地方移住支援）の金利引下げの適用を受ける際の必要書類であり、紛失した場合は金利引下げの適用を受けられない場合があります。
 - [2] 支援金の返還を請求された場合はフラット35地域活性化型（地方移住支援）の金利引下げの適用を受けられない場合があります。
 - [3] 支援金を受領した方に対するフラット35地域活性化型（地方移住支援）の金利引下げ制度の適用を受けるためには、交付決定日から5年以内に取扱金融機関への申込が必要となります。
- 3 株式会社日本政策金融公庫の創業者向け融資制度における特別利率の適用について

- [1] この通知書は日本政策金融公庫による新規開業支援資金等の特別利率の適用を受ける際の必要書類であり、紛失した場合は特別利率の適用を受けられない場合があります。
- [2] 支援金の返還を請求された場合は日本政策金融公庫による新規開業支援資金等の特別利率の適用を受けられない場合があります。

管理コード	
-------	--